

通し項目		2者(協議会、須坂市交通会議) すざか乗合タクシー導入確認書 (案) 【R2.10.1導入】
1	題名	長野地域路線バスICカードシステムのすざか乗合タクシーへの導入に関する確認書
2	前文	長野市公共交通活性化・再生協議会(会長(長野市副市長)樋口 博。以下「協議会」という。)、須坂市地域公共交通会議(会長 川上 勝男。以下「須坂市」という。)の2者は、次の事項について合意するとともにこれを確認する。
3	1 業務の着手	協議会は、協議会の決定を基に、本確認書によって須坂市との合意を確認の上、令和2年度の受託事業者である富士通株式会社長野支社(以下「富士通」という。)と業務委託契約を締結し、すざか乗合タクシーへのICカードシステムの導入業務(以下「本業務」という。)を実施する。
4	稼働時期	規定しない
5	2 事業内容の内訳と負担者	本業務の事業内容及び負担者は別表1のとおりとする。
6	事業者と市の負担割合	規定しない
7	3 運用保守料	本業務に係る運用保守及び運営に要する費用については、2者の間で協議を行い、負担割合等について別に定めるものとする。
8	端数処理	規定しない

		すざか乗合タクシー導入確認書 (案) 【R2.10.1導入】	
9	4	負担額の支払い時期	須坂市は、本業務の事業費負担額を、1項に定める業務委託契約に基づき、当該委託業務の完了日から1カ月以内に協議会に支払う。
10	5	システムの貸付・管理、修繕費の負担	協議会は、本業務に必要なシステム機器、車載機器等について、導入と同時に須坂市に無償で貸付する。須坂市は、善良なる管理者の注意義務をもって貸付を受けたシステム機器、車載機器等を使用することとし、貸付を受けたシステム機器、車載機器等の修繕に要する費用を負担する。
11	6	機能追加・仕様変更、大幅な改修するの負担	須坂市は、本稼働前に本業務への追加機能、仕様変更等を行おうとする場合は、事業採算性を考慮の上、負担額は、協議会及び須坂市で協議して決定する。また、須坂市は、本稼働後に本業務への追加機能、仕様変更等を行おうとする場合及び大幅な改修が発生することが想定される場合は、事業採算性を考慮の上、国などの補助金獲得に協力して取り組むこととし、この場合の負担額は、改めて協議会及び須坂市で協議し決定する。
12	7	システム更新について	須坂市は、本業務により長野地域路線バスICカードシステムを導入するにあたり、協議会が本業務とは別に行うシステム更新等の改修費等に相当する費用の一部について、協議会及び関係する他市町村並びに交通事業者と協議のうえ、必要に応じて負担するものとする。また、システム更新後の、その他の各種負担金、手数料、運用保守及びシステム運営に係る経費等については、協議会及び関係する交通事業者と協議のうえ、必要に応じて負担するものとする。
13	8	交通系以外の機能拡大と公共サービスへの展開及びその負担	協議会は、ICカードシステムを活用して、地域住民の福祉の向上、利便性の向上及び公共交通機関の利用促進を図るため、交通系以外への機能拡大、公共サービスへの展開等について検討する。また、協議会、須坂市は、交通サービス以外の機能・サービスを追加することができることとし、この場合の負担額については、関係者で協議し決定する。
14	9	顧客動向の分析と見直し	規定しない
15	10・9	遅延に伴う追加費用の抑制と負担	協議会は、本業務の遅延が発生した場合又は発生が予測される場合は、別途損害及び費用負担が生じないように速やかに関係者で対策を協議するものとし、須坂市に本確認書に定める費用以外の負担が生じないように努める。なお、万が一これら費用が発生した場合は、遅延の原因を生じさせた者が負担する。

		すざか乗合タクシー導入確認書 (案) 【R2.10.1導入】													
16	11 ・ 10	おでパ 負担金 (高齢者 用 IC カード)	なし												
17	12 ・ 11 ・ 10	ICカ ード利 用区 域の 拡大	バスICカードシステムについて、他の市町村からシステム利用の希望があった場合は、導入済み市町村及び関係する交通事業者のシステム運営上支障が生じない事を条件に、協議会における承諾を持って、利用を認めるものとする。なお、利用に必要なシステム改修費は原則として加入市町村が負担し、その他の各種負担金、手数料及びシステム運営に係る経費等については、協議会及び関係する交通事業者と協議のうえ、必要に応じて負担するものとする。												
18	13 ・ 12 ・ 11	信義則	須坂市は、協議会が行う本業務に関し、相互に協力し、信義を守り誠実に対応することとし、この確認書の内容について生じた疑義及び定めのない事項については、その都度両者で協議し決定する。												
19		1 協力	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">別表1 事業内容の内訳と負担者</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>区 分</th> <th>負担者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>須坂市乗合タクシーハンディ決済システム開発</td> <td>須坂市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ハンディ端末一式</td> <td>須坂市</td> </tr> </tbody> </table>	別表1 事業内容の内訳と負担者			No.	区 分	負担者	1	須坂市乗合タクシーハンディ決済システム開発	須坂市	2	ハンディ端末一式	須坂市
別表1 事業内容の内訳と負担者															
No.	区 分	負担者													
1	須坂市乗合タクシーハンディ決済システム開発	須坂市													
2	ハンディ端末一式	須坂市													